

日本の労働組合論

「労働組合選択の自由」を論ずる

明日へのうた——労働運動は社会の米・野菜・肉だ。

戸塚章介のブログ

争議団の団交権は憲法28条で保護される

2011/9/25 (日) 午後 0 : 11

「団体交渉の当事者資格」と労働協約締結権について調べる必要があつて、石川吉右衛門の「労働組合法」をめくつてみた。そこで思わぬ発見。争議団の団体交渉権に関する記述だ。「一般に、争議団と言われるものも、団体交渉の主体として認められている」というのだ。

石川教授は「争議団」の定義を次のように言う。「①労働組合とは異なつて恒久的な団体ではない。②ある特定の時期に、特定の問題を契機として集まった労働者の集団である。③その目的は、使用者との団体交渉にある。従つて、交渉不調の場合は、争議行為に出る可能性もある。

④交渉が終われば、その集団は解散する」この定義はまさにおれたちが日頃接している「争議団」そのものである。

石川教授はさらに「労働組合でなくても、労働者の集団が使用者と団体交渉をしようとするれば、それは憲法28条の適用下にあるのであるから、団結権・団体交渉権・団体行動権は保障されていることになる」と明言し、「不当労働行為についても、労組法7条2項は、これを包含する」と言い切る。

この点、菅野和夫著「労働法」では「労働組合の組織をもたない労働者の集団でも、代表者を選んで交渉の体制を整えれば、憲法28条の団体交渉権の保護は受ける」と、一応争議団の団交権は認めるものの、「しかし、労組法の不当労働行為救済制度の保護を受けるか否かは否定的に解すべきであろう」と師匠の石川教授とは別の見解だ。理由は「労組法は、労働組合の結成を助成し、それを通じて団体交渉の樹立と労働協約の実現をめざしていると解されるからである」というのだが……。

労働委員会への不当労働行為救済申立には、組合申立と個人申立の2種類がある。労組法7条2項の団交応諾請求を個人が申し立てることは労働委員会では予定していない。争議団では組合資格は認定されないことが確実だから、おれなんか「争議団の団交権については法的保護は受けられない」と頭から決め付けていた。実際上も「争議団の団交応諾申立」事件は、おれの知っている範囲では見当たらない。石川さんが中労委会長時代に申し立てていれば面白

かったな。

しかし、石川さんも菅野さんも「争議団の団交権」そのものは認めているのだから、「そもそも争議団には団交権などありえない」というところから議論するのは誤りだということになる。少し遅ればせながら、おれも頭を切り替える必要がありそうだ。人間いくつになっても勉強が肝心だな。

いいだもも、笹森清の追悼文を読んで思う

2011/7/19 (火) 午前 10:54

7月17日付『毎日』の「悼む」欄に最近死んだ2人の「追悼文」が出ていた。3月31日に85歳で亡くなったいいだもも氏と、6月4日に70歳で世を去った笹森清氏。「稀有の資質・才能の人(いいだ)」は評論家の来栖宗孝、「『力と行動』 思い半ば (笹森)」は元毎日新聞労働記者の山路憲夫が執筆している。

いいだももは「70年安保」闘争時代、共産主義労働者党の最高幹部として過激な運動を指導した。彼らは街頭や学園・職場で暴れまくった。出版労働運動では「マスコミ反戦」がゲバ棒を振るって執行部に襲いかかったこともある。「その後は理論・政策の相違から三分裂し、それからは敗北につぐ敗北、挫折につぐ挫折の小党派に落ち込んだが意に介さなかった」と来栖氏

はいうが、彼に煽られて傷ついた若者にとっては「意に介さなかった」では済まされない問題だろう。

さて「力と行動」の笹森氏の方が、山路元労働記者は次のように言う。「(2001年に)連合会長に就任後は、『力と行動』を旗印に『21世紀連合ビジョン』をまとめ、企業内に閉じこもりがちな日本の労働運動を社会的労働運動へと舵を切ろうとした。しかし企業別組合の厚い壁に阻まれ、成果を上げられなかった」——無難な評価だがこれだけでは本質に迫っているとはいえないのではないか。

確かに、笹森会長は連合としては思い切ったことをやった。中坊公平氏を責任者にして「連合評価委員会」を発足させ、連合組織の弱点を追及しあるべき姿を探ろうとした。

2003年には、①連合を取り巻く状況は危機的である、②企業主義からの脱却を目指さなければならぬ、③企業内組合と地域ユニオンなどの二重加盟も検討すべきである、など画期的な内容を含んだ「企業内組合の限界を突破し、社会運動としての自立を」という標題の「最終報告」がまとめられた。

この「最終報告」は結局、連合の組織方針には反映されることなく連合内外で忘れ去られてしまった。その原因は何か。山路さんの言われるように「企業別組合の厚い壁に阻まれて」ということもあるが、おれにはもつと本質的な「連合の労使癒着体質」が指摘されなければならぬように思える。笹森氏の出身である東電労組、電力総連はまさに「労使癒着」にどっぷ

り浸っていたのではないか。そこから脱却できなかった、しようとしなかった、それが笹森氏の「思い半ば」の原因だろう。

原発推進の二人三脚 東電の労使癒着

2011/5/14 (土) 午前 11:15

菅政権の本質が「政労癒着」であるように、東京電力の経営体質は「労使癒着」だとおれは思う。断っておくがここで言う「労」とは連合および労使協調の企業内巨大組合のことである。今週の「週間金曜日」の特集「東京電力の正体」の中に「労組頼みの民主党に脱原発は難しい」「原発推進の連合、背後に電力総連あり」という4ページの記事。この角度からの掘り下げは一般紙には絶対載らない。

以下「金曜日」の記事をもとに電力産業の労使癒着についてまとめてみる。——電力総連は、加盟組合230、組合員21万5000人の巨大産別組織である。現在の会長は東電労組出身の種岡成一氏。ちなみに、連合南雲事務局長も三代前の連合会長で今菅政権の内閣参与である笹森氏も出自は東電である。

電力総連は、戦後の労働運動を牽引した「日本電気産業労働組合(電産)」を分裂させ、資本

の介入でつくられた第二組合だ。旧同盟の主力単産の一つ。原発については当初から推進の旗振り役を任じてきた。原発推進へ総評加盟労組も含め、他労組への働きかけも活発に行われていたという。

東電労組は組合費とは別に月5000円ほどの会費を徴収して「東電政治連盟」を運営している。この政治連盟は潤沢な資金を使って管内に網の目のようなネットワークを張っている。「このように網目のごとく張り巡らされたネットワークで、地元の議会関係者や他労組幹部に原発PRなどを行っているわけだ。加えてこのほど本誌で東電労組政治連盟の政治資金を調査した結果、東京銀座の高級クラブやスナック、料亭などの飲み代に多額の『経費』を割いている実態が明らかになった」

電力総連は、国政、地方の選挙で絶大な影響力を行使している。09年の衆議院選挙では272人の推薦候補を支援し、「政権交代」を助けた。組織内候補として、参議院には関西電力出身の藤原正司氏、東電出身の小林正夫氏を送り出し、このほか約150人の電力総連出身地方議員を擁する。

政党としての「民社党」は消えたが、旧同盟系労組を中心に「民社協会」として今でも力を温存している。この「民社協会」が原発推進の中核的役割を果たしているという。「民社協会」理事長の川端達夫衆議院議員が、文部科学相に就任するや停止中の「もんじゅ」を再開稼働させたことは記憶に新しい。

おれは、労働組合が企業や政治に影響力を発揮して物を言うことは大切なことだと思っている。しかし、今の連合や東電労組と菅政権、東電との癒着関係は労働組合の本来的あり方とは相反する。根本から変えなければならぬと思う。

「組合選択の自由」は憲法上の権利

2010/12/5 (日) 午前 10:52

昨4日午後、おれが特別顧問をしている金融ユニオン（昨年8月までは「銀産労」）の会議に出て夕方から委員長はじめ幹部の人たちと秋葉原の大衆酒場で飲んだ。金融ユニオンは個人加盟の組織である。最近の労働運動における個人加盟組合の意義と、されどなかなか組織が広まらない難しさが話題になった。

おれは「金融労連 調査時報」09年11・12月合併号に「金融ユニオン結成を祝い期待する」という小文を寄稿した。

「金融ユニオンの結成は、今の労働界を覆っている閉塞感のようなものを突き破るカギとなるかも知れない。なぜなら、既存の労働組合が持ち合わせていない労働者の団結体としての基本的な位置づけをきちんと踏まえているからだ」とおれの気持ちを述べた。

次いでユニオン結成の三つの意義を強調した。——①個人加盟の組織である、②非正規労働者に対等な組合員資格を認めている、③組合選択の自由の精神で貫かれている。

おれが言いたかったのは、特に3番目の「組合選択の自由」ということ。「憲法28条に明記された『勤労者の団結する権利』とは、普通、①組合結成の自由、②組合加入の自由、③組合選択の自由を『国民の権利』として認めたものとされている」ところが、日本の現状はこれら三つの権利がいろんな理屈をつけて否定されている。特に大企業における『組合選択の自由』は土足で踏みじられていると言ってもいい状態だ。

「組合選択」というからには、ヨーロッパのように組合が複数あることが前提である。「組合が一つの方が強い団結力を発揮できる」という意見はそれなりに正当だと思うが、日本の大企業労働組合を見る限り机上の空論と言わざるを得ない。新入社員を、ユニオンショップでエスカレーター式に組合員とし、企業組合に縛り付ける。企業内に複数組合が存在することは絶対認めない。これは、団結力の強化でもなんでもなく、憲法28条の「勤労者の団結する権利」に反する違法行為だ。

いま、合同労組や地域ユニオンなど個人加盟の組織が全国で芽を出しつつある。金融ユニオンはその中でも20年の歴史を持つ貴重な存在だ。苦しいこともあるだろうが、労働運動の本道を歩いているのだという確信で困難を切り開いていって欲しいものだ

「過半数組合」のみに与えられる特権は疑問

2010/4/16 (金) 午後 5 : 25

日本の労働法制では、過半数を占める組合も、少数組合も、個人加盟組合の合同労組も、団体交渉に関しては同じ権利を有する。少数であることを理由に団交申し入れを拒否すると、不当労働行為として団交応諾を命じられる。ところが、たとえば「三六協定締結権」のように、過半数組合があればその組合にだけ権利を認める「過半数組合代表制」も存在する。しかもその事例がおれが思っていた以上に沢山あることにびっくりした。

労働委員会の労働者委員連絡協議会が発行する「月刊 労委労協」10年2月号に、徳住堅治弁護士の「非正規労働者と労働組合・労働委員会」と題するかなり長い論文が掲載されている。これが大変興味深い。「過半数組合代表制」が法律で定められているのは、「時間外・休日労働協定（三六協定）」の他に、「事業場外労働におけるみなし労働時間に関する協定」「専門業務型裁量労働におけるみなし労働時間にかんする協定」など60項目にも及ぶのだそうだ。

「ユニオンショップ協定」の締結権、「就業規則の作成・変更にかかる意見聴取」の権利も過半数労働組合の専権事項だ。会社破産の場合のように、労働者の死活に関わる問題でも、過半

数組合が重要な役割を独占する。例えば、①再生手続開始の裁判所からの意見聴取、②事業等の譲渡の許可に関する裁判所からの意見聴取などは過半数組合が独占して行う。徳住弁護士は「非正規労働者の意見は排除されている」と指摘する。

こう見てくると、「過半数労働組合」が労働者の生殺与奪の権限を独占しているといっても過言ではない。労働組合は、その大小にかかわらず同じ権利が与えられるべきだ。それが憲法28条の精神だとおれは思う。特に日本の大企業労働組合の全てが、会社の意のままになる労使協調型組合になつてしまっている現状を見ると、団結権尊重の思想が徹底されなければならぬと考える。

「食品一般ユニオン」の結成に期待する

2010/3/10 (水) 午後 2:11

先週の土曜日、6日の午後には東京労働会館地下会議室で「食品関連一般労働組合（略称・食品一般ユニオン）の設立大会が開かれた。明治乳業争議団を中心に、ネスル、三井製糖、雪印乳業、雪印食品などの労働者が参集。OBが圧倒的だが現役労働者の顔も見えた。

食品関係の労働組合は、製造部門がフード連合、流通部門がUIゼンセンとなつていて、いずれも連合民間単産の主力組合。食品産業には多数の非正規労働者が働いているが、その働く権利や労働条件は不当に低く抑えられている。今回「食品ユニオン」が結成されたことによつて、たまたかう非正規労働者の受け皿ができたことの意義は大きい。今後期待するところ大である。

おれは、この「食品ユニオン」の結成準備の段階で、昨年暮れに「労働組合をつくること」の今日的意義」と題して話をする機会を与えてもらった。おれは話の中で「団結権を構成する三つの自由」として、①組合結成の自由、②組合加入（脱退）の自由、③組合選択の自由、を挙げた。この三つの自由は、今の大企業労働組合には根本的に欠落している。

「食品ユニオン」は、結成にあつた「運動理念」の中で、「この労働組合は、食品に関連する全ての業種に働く労働者で構成する。パート、アルバイト、の非正規雇用も誰でも1人でも加入できる組合です。また協力組合員として二重加盟も可能な個人加盟のユニオンです」と組合の性格を明らかにしている。

既存の大企業労働組合と地域や産別の個人加盟組合との二重加盟問題は、労働運動の組織論としていまだ手付かずの分野である。企業内組合側はもちろん二重加盟を認めない立場だが、個人加盟組合の方でも二重加盟に否定的な意見が多いように見受けられる。産別個人加盟組合としては先輩格に当たる「電機ユニオン」は規約上二重加盟を認めていない。

閉塞状況からの出口を見出すことのできない「労使協調型企業内組合」に対抗して新しい労働運動を構築する意義は各方面で語られている。この際、二重加盟形式による組合づくりも選

折肢の一つとして議論に加えていく必要があるのではないかとおれは思う。

フランスとイタリアにおける共産党の衰退

2010/1/19 (火) 午前 11: 23

不破哲三著「激動の世界はどこに向かうか 日中理論会議の報告」を読んだ。文句なしに面白い本だ。中国共産党側が事前に21項目にわたる質問を用意していて、日本共産党（不破さん）がそれに答えるという内容。今回の質問は中国側の希望で「世界経済危機」にしぼられた。

「金融危機が世界の政権党でない共産党におよぼす影響をどうご覧になるか。これらの党は新たな情勢下で、どのような発展戦略を打ち出すべきか」との質問。不破さんは、日本共産党が「ルールある経済社会」と評価しているヨーロッパを例に挙げて要旨次のように答えている。

フランス、イタリアに代表される西ヨーロッパの「ルールある経済社会」は、それを形成する過程で担い手となったのは共産党でなく社会民主主義の政党だった。不破さんはそう言い切る。どうしてそうなったのか。フランスやイタリアの共産党にはどんな戦略上の間違いがあったのか。

フランスとイタリアの共産党は、1960年の国際会議で「社会主義革命一本槍」に固執。日本共産党の民主主義革命を経た多数派形成による社会主義的変革路線と対立する。ところが

その後の行き詰まりから、フランス共産党は「先進的民主主義」という中間段階を模索し、イタリア共産党は「民主主義的、反ファシズム革命の第二段階」としてキリスト教民主党との「歴史的妥協」を打ち出すことになる。

その結果はどうなったか。フランス共産党は「先進的民主主義」の道筋を示せないまま行き詰まり、再び「社会主義革命」路線に逆戻り。社会党内閣で入閣したのにその力を発揮できないまま党勢は衰退の一途。イタリア共産党は、「歴史的妥協」路線を進めついにNATOを容認するところまで行き着き結局共産党を解党する。

不破さんは言う。「私たちは、社会主義的多数派形成の戦略をもたない社会主義革命論の危うさと同時に、革命戦略を真剣に探求する意欲をもたないままの安易な戦術転換の危険性を、そこからくみとるべきではないでしょうか」

それはそうかも知れないが、おれには、共産党抜きでも「ルールある経済社会」ができるとしたら、共産党というのは一体何なんだろう、という疑問が残るのだが……。

連合の労使協調路線は変わるのか

2010/1/17 (日) 午後 0 : 32

去年の12月6日の本ブログで、日本共産党第25回大会決議案について読んだ感想を書いた。

「労働運動の現状をどう捉えているのか、興味をもって注目したが直接触れている箇所はなかった」と若干の不満を述べておいた。同じ不満を持った人がいて意見を上げたらしく、昨日閉会した大会で決議案の「国内的共同を」の項目の中に「労働運動」部分が補強された。

「労働運動では、一致する要求を掲げ、ナショナルセンターの違いをこえた共同が、さまざまな分野ですすんでおり、それを発展させることが重要になっていく」で始まる16行だ。この書き出しに続いて、「共同の流れ」をさらに発展させるうえでも、「連合指導部が、特定政党支持路線と労使協調路線という二つの重大な弱点を克服できるかが問われている」と連合指導部に対して路線変更を求めている。

連合が「特定政党支持と労使協調路線」を改めてくれればこんな喜ばしい話はない。しかし、それを求めることは、「連合」という労働組合の存立理念を捨てるということに等しいのではないか。1970年代後半から、「労働戦線統一」論議が画策され、民間大企業労組の幹部たちが集まって「統一推進会」をつくった。彼らが示した統一の理念が「反共と労使協調」路線であり、

これを踏み絵にして総評加盟の労組をゆさぶり、右翼的労戦統一を完成させた。統一推進会は全民労協になり今の連合になったのだ。

「確かに成り立ちはそのかも知れないが、連合も労働組合なのだから変わらないとはいえないのではないか」という議論がある。議論としては面白いかも知れないが、それで大企業労働運動を縛らないでほしい。連合労組の中で「特定政党支持と労使協調」路線を変えさせるただかだけが唯一の方法であって、職場労働者の要求を掲げる資本から独立した労働組合をつくるのは「分裂主義」などと誤った方針は押し付けられないのだ。

おれは、「特定政党支持と労使協調」が労働運動の路線として現に存在し、大企業では圧倒的だということは否定しがたいのだから、それに対置する労働運動を自ら確立する、複数労働組合主義が必要だ、と以前から主張してきた。今回の共産党の決議案を見てさらに思いを深くした。

共産党大会決議案を読んで

2009/12/6 (日) 午前 10 : 52

日本共産党が第25回大会決議案を発表した。党のホームページで志位さんの解説（2時間35分）を聞きながら一応全部読み終えた。労働組合運動の現状をどう捉えているのか、興味をもつ

て注目したが直接触れている箇所はなかった。「国民的共同——統一戦線の新たな発展のための探求を前進させる」とあるから何のことかと思ったら30周年を迎えた革新懇運動のことだった。

「職場支部の活動の本格的な前進」という項目。前大会以後2度の「職場講座」を開き「この分野の活動の新たな探求・発展にとりくんできた」という。私も赤旗に掲載された「職場講座」の記事を読んだが、何が「新たな探求・発展」なのか見えなかった。

決議案が、最近の非正規労働者のたたかいの前進について「長い間、職場支部が、きびしい迫害のもとで党の旗を守り、不屈に活動し、非正規の仲間を心にかけて粘り強い活動をしてきたことが、たたかいの発展の大きな力となった」と述べていることに私も共感する。

では、粘り強く活動してきた職場支部は今後どのような活動を任務とするのか。決議案では「労働者のなかでのたたかいと党づくり」という。いま大企業の職場組織は、活動家層の定年退職により軒並み消失の危機にさらされている。その中で党組織を維持し、新たな党づくりを行うことの重要さはまったくその通りだ。しかし、新たな党づくりは大衆闘争の前進が基礎にならなければならない、と私は思う。

つまり、「新たな党づくり」は「新たな労働組合づくり」と両輪で進めなければならないし、それだけでなく党も労働組合も資本の攻勢に飲み込まれてしまう、それが現状なのだということ。大学卒業生の半数以上が「労働組合に関心があり、組合に入りたい」と思っているという。

大企業に入社すれば、とたんにユニオンショップ制度で組合員になるだろう。しかしその組合は、彼が入りたいと思っていたイメージとはまったく異なる会社労務部の手先のような組織なのだ。

私は、大企業の職場支部が「労働組合に入りたい」と願う青年の受け皿になるような労働組合をつくるのが「決議案」の言う「新たな情熱、探求と開拓の精神をもって挑戦し、大きな前進をかちとる」要（かなめ）だと思う。大企業労働運動の分析と変革の方針が速やかに打ち出されることを望む。

明日へのうた——労働運動は社会の米・野菜・肉だ。

戸塚章介のブログ

<http://blogs.yahoo.co.jp/shosuke765>

◇現代労働組合研究会のHPへ（TOP）

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index>

◇Ctrlキーを押さえながら上のアドレスをクリックすると、サイトに行きます。